

三大節明治節等の学校に於ける挙式の場合大正天皇皇太
后陛下明治天皇昭憲皇太后の御写真を併せ奉掲し差支え

無き事通牒

〔昭和三年十月〕

(注記1)

(注記2)

(注記3)	発 〔抹消〕 □五五号
定決裁	
10月30日	
文書課長	(宮下)
印	
送發	
10月30日	
起案者	(鬼木)
印	

(注記4)

大臣

(勝田)

次官

(栗屋)

秘書課長

(伊藤)

印

(河原)

印

(注記5)

印

(注記6)

印

(佐藤)

印

(注記7)

印

(下札)

通牒案(第一案)

年月日 文部次官

普通学務局長

(印)

(赤間)

専門学務局長
普通学務局長
(武部)

印

(河原)

印

(注記5)

印

(注記6)

印

(佐藤)

印

(注記7)

印

通牒

(官内省ト打合済)
公私立専門学校以上ノ長

地方長官

印

(各通)

通牒

(各通)

三大節明治節等ノ学校ニ於ケル挙式ノ場合御写真奉掲方ニ関シ
問合セノ向多數有之処(加筆)〔兩陛下御写真ト共ニ〕大正天皇 皇太后

陛下 明治天皇 昭憲皇太后ノ御写真ヲ奉戴スル学校ニ於テモ

天皇陛下

皇后陛下ノ御写真ヲ奉掲スルヲ原則ト致ス次第ニ付此段御了知

相成度

尚 皇太后陛下ノ御写真ヲ併セ奉掲シ

又明治節ニ於テ特ニ御聖徳ヲ偲ヒ奉ル為メ 明治天皇 昭憲皇
太后ノ御写真ヲ併セ奉掲シ又 大正天皇ノ御聖徳ヲ偲ヒ奉ル
(抹消)
〔カ如キ〕儀式ニハ 特ニ 大正天皇ノ御写真ヲ併セ奉掲シ差支
無之

追テ奉掲順序左記ノ通りニ付為念申添フ

記

臣下ヨリ向ツテノ〔加筆御〕順位

昭憲皇太后
明治天皇
皇太后陛下
大正天皇
皇后陛下
天皇陛下

通知案（第二案）

年 月 日

文部次官

宮内次官宛

(注記8)

三大節明治節等ノ学校ニ於ケル挙式ノ場合御写真奉掲方ニ関シ
別紙ノ通牒致シ置キタルニ付御了知相成度

第一案写添付ノコト

福秘一〔 <small>抹消</small> 加筆〕二号
定決裁
10月23日
文書課長
送發
10月23日
起案者

(注記9)

大臣 了 次官 (栗屋) 後伺 秘書課長 (伊東) (佐藤)

福秘一〔 <small>抹消</small> 加筆〕二号
定決裁
10月23日
文書課長
送發
10月23日
起案者

(注記10)

年 月 日 照会案
天皇陛下 宮内次官宛 文部次官

天皇陛下

皇后陛下ノ御写真ノ外 大正天皇 皇太后陛下 明治天皇 昭
憲皇太后ノ御写真ヲ奉戴セル学校ニ於テ三大節及明治節等ノ学
校ニ於ケル挙式ノ場合其ノ奉掲方ニ關シ伺出ソル向多數有之ニ
付併セ奉掲セシメ差支ナキ場合並其ノ際ノ奉掲順序等承知致度
乍御手数至急御回示相煩度

(注記11)

昭和三年十月十五日

福島県知事 団

文部次官殿

御真影拝戴方ニ関シ伺

大正二年六月十二日真秘一〇号ヲ以テ當時先帝並皇太后陛下ノ

御真影拝戴方ニ閔シ御通牒ノ次第モ有之候処現ニ明治天皇、昭
憲皇太后先帝並皇太后陛下ノ御真影ヲ天皇皇后両陛下ノ御真影
ト共ニ拝戴スル学校ノ四大節當日ニ於ケル奉掲拝戴方ニ閔シテ
ハ如何ニ取扱ハシメ可然哉何分ノ御指示相成度

文部大臣官房秘書課長殿

憲皇太后先帝並皇太后陛下ノ御真影ヲ天皇皇后両陛下ノ御真影

記
照会

御真影ノ御取扱上ニ閔シ左記ノ件御省議御回示ニ預リ度此段及
御照会候也

(注記12)

学第二五四九号

(文書統計課)
印

昭和三年十月十六日

千葉県知事 団

文部大臣官房秘書課長殿

御真影奉掲ニ閔スル件

明治節当日諸学校ニ於テ奉掲スヘキ 御真影ハ

天皇

皇后両陛下ノ外 皇太后陛下 明治天皇 昭憲皇太后ノ 御真

影トシ尚 明治天皇 昭憲皇太后御真影ヲ從来拝戴セサル学校

等ニ於テハ

天皇

皇后両陛下 皇太后陛下ノ 御真影ヲ奉掲セシメ差支無之候ヤ

電報御回示相煩度此段及照会候也

(注記13)

大愛秘第六二号

昭和三年十月十六日

愛知医科大学長 藤井靜英 団

天皇陛下

一、小学校令施行規則第二十八条第一項ノ祝節二八同項第二号

記

(注記14)

学第三〇九号

昭和三年十月十六日

栃木県知事 藤山竹一 团

文部大臣 勝田主計殿

御真影奉掲方ニ閔スル件伺

学校挙式ノ際ニ於ケル 御真影奉掲方ニ閔シ左記ノ点至急何分

ノ御回示仰度此段及御伺候也

記

皇后陛下ノ 御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ

トアレトモ既ニ 皇太后陛下ノ御影ヲ奉戴スル学校ニアリ

テハ同時ニ奉掲然ルヘキヤ
昭和三年十月二十二日

二、明治節ノ場合ニ於テ既ニ 明治天皇 昭憲皇太后ノ 御影

ヲ奉戴スル学校ニアリテハ同時ニ奉掲然ルヘキヤ

三、前第二項ノ場合ニ於ケル 御真影奉掲ノ御順位御指示相成度

(注記15)
教第六八五三号

昭和三年十月十六日

愛知県知事 小幡豊治 印

文部大臣 勝田主計殿

明治節ニ 御真影奉掲ニ関シ照会

御真影ヲ掲戴セル学校ニ於テ來ル十一月三日明治節当日ノ奉掲方ニ関シ其ノ順位ハ左記ニ依ルヘキモノト被認候モ聊カ疑義有之候条何分ノ御回示相成度

記

右ヲ以テ

天皇陛下 ノ御位トシ(臣下ヨリ向テ左) 順次左ニ

皇后陛下

皇太后陛下

(注記17)

第四六六号

昭和三年十月二十二日

第五高等學校長 溝淵進馬 印

官房秘書課長 伊東延吉殿

来る十一月三日明治節当日拝賀式挙行ノ際 明治天皇御写真モ奉掲仕度候處右御写真奉掲方ハ向テ左方ヨリ

文部次官 粟屋謙殿
御写真奉掲方ニ関スル件

割印
(注記16)
學乙發第一八六号

長野県知事 千葉 了 國

紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於ケル学校ノ祝賀式ノ際奉掲スヘキ御写真ニ關シ左記ノ件至急電信ニテ御回示相煩度候記

一、大正二年六月十二日真秘二〇号通牒ノ趣旨ニヨリ

天皇 皇后両陛下御真影ト共ニ(ママ)右通牒ノ趣旨ニヨリ

天皇 皇后両陛下御真影ト共ニ(ママ)皇太后陛下ノ御真影ハ必ス之ヲ奉掲セストモ可ナル儀ニ候哉

二、明治節ニ於テハ

天皇 皇后両陛下御真影ト共ニ(ママ)右通牒ノ趣旨ニヨリ 明治天皇ノ御影ヲ奉掲スル場合ハ(ママ)皇太后陛下及昭憲皇太后陛下ノ御影ハ奉掲セサルモ差支ナシト存スルモ如何ニ候哉

(注記16)
教第六八五三号

昭和三年十月十六日

文部大臣 勝田主計殿

明治節ニ 御真影奉掲ニ関シ照会

御真影ヲ掲戴セル学校ニ於テ來ル十一月三日明治節当日ノ奉掲方ニ関シ其ノ順位ハ左記ニ依ルヘキモノト被認候モ聊カ疑義有之候条何分ノ御回示相成度

記

右ヲ以テ

天皇陛下 ノ御位トシ(臣下ヨリ向テ左) 順次左ニ

皇后陛下

皇太后陛下

来る十一月三日明治節当日拝賀式挙行ノ際 明治天皇御写真モ奉掲仕度候處右御写真奉掲方ハ向テ左方ヨリ

天皇陛下

皇后陛下

皇太后陛下

明治天皇

ノ順ニ奉掲仕候テ差支無之候哉期日モ切迫致居候儀ニ付電報ニ

テ何分ノ御指示相蒙リ度此段相伺候也

文部大臣 勝田主計殿

第八高等学校長 小松原隆二 団

来ル十一月三日明治節拝賀式ヲ行フ場合予テ拝戴奉安セル 明

治天皇 昭憲皇太后御真影ヲ 今上天皇陛下 皇后陛下御真影

ト同時ニ奉掲（本年ニ限り或ハ例年）拝賀差支無之哉此段相伺
候也

1414
(注記18)
55

電報送達紙
〔抹消〕
〔リム〕リム 〔抹消〕
〔二二〕一一一 サツボ 三二七 ヨ一〇二四
モンブ ダイヂン カンボ」 ヒシヨカテウ4

官報

メイヂ セツニオイテテンノウヘイカコウゴ ウヘイカコウタ

イゴ ウヘイカメイヂ テンノウノゴ ジ ユンキニテ「コイ

（御真影）ニホウケイシ五サイ（差支ナキヤ）ナホトウヂ ツ

シヨウケンコウタイゴ ウヘイカノ一コイ（御真影）モド ウ

ジ ニホウケイシ五サロ（差支ナキヤ）ソノジ ユンキトモ一

テキ（電信ニテ回答相成タシ）七ホヨ（北海道庁長官）

セ一〇 五五

注意

一 受付当日受信せしものは月日を記入せず

二 受付時刻の表示中「ヨ」とあるは午前、「ラ」とあるは午後を示す

三 若し他人に宛てたるものなるときは其の旨附箋し直に配達

局所へ返戻せられだし

発第三一四号

昭和參年拾月廿弐日

明治天皇

ノ順ニ奉掲差支ナキ場合ハ 明治天皇御真影ヲ向テ左ニ

追テ同時ニ奉掲差支ナキ場合ハ 明治天皇御真影ヲ向テ左ニ
奉掲可然哉併セテ相伺候

拝啓

過日上京ノ砌リ御繁多中拝眉失礼致候其ノ節御話ニ入レ候明治
節拝賀式ニ闋シ別紙伺書ヲ貴官御手許迄差出可申旨校長ヨリ申
聞候ニ付差出候間可然御取扱願上候敬具

昭和三年十月二十二日

主事 土井禮

伊東秘書課長殿

(注記19)
学第一九〇三号

昭和三年十月廿五日

岩手県知事 団

文部大臣官房秘書課長殿

二 受付時刻の表示中「ヨ」とあるは午前、「ラ」とあるは午後を示す

明治天皇昭憲皇太后御尊影奉掲ノ義ニ付照会
明治天皇祭ニ於テ明治天皇並ニ昭憲皇太后ノ御影奉掲ノ義ニ付
大正三年七月十七日官秘一五七号ヲ以テ文部次官ヨリ通牒ノ次
第モ有之ニ付明治節ノ儀式ヲ施行スルニ当リ

天皇 皇后両陛下ノ御真影ト同時ニ奉掲シ差支無之哉尚奉掲ノ

場合ハ大正九年十月十五日大秘六六号文部次官通牒ニ基キ奉掲
順序ヲ定メ差^(株道)支無之哉些カ疑義有之ニ付至急何分ノ御回示
相煩度此段及照会候也

拝啓

益々御清適奉賀候、陳ハ明治節祝賀式ニ於テハ

第一、天皇、皇后両陛下ノ御写真ヲ奉掲シ然ルベキ義ト存ジ

候ヘドモ

第二、明治天皇ノ御写真モ有之明治ノ御代ヲ偲ビ奉ル為ニ同

御写真ヲモ併セテ奉掲致シタキ希望モ有之候又

第三、明治天皇ノ御写真ヲ併セテ奉掲スルト共ニ

昭憲皇太后ノ御写真ヲモ又併セテ奉掲スペキナリトノ

説モ有之候

右ニ就キ文部省ノ御意見承知致度御面倒ナガラ至急電報ヲ以テ
(第一トカ、第二トカ、第三トカ) 御回示被成下度御依頼申上

候敬具

昭和三年十月二十七日

金沢医科大学事務官 原進一郎 団

文部大臣官房秘書課

庶務掛長 渡辺己丑太殿

注意

一 受付当日受信せしものは月日を記入せず

電報送達紙

(注記4)

「急」

リム 八三 コウライ シ 一六二 ラ〇〇三〇

モンブ ショウ モンブ ジ カン6

官報

(注記22)

228

(注記21) 63

(注記5)

「記録掛／13・13・14／受領」

「記録掛／13・3・14／受領」

メイジ セツニハセイジ ヨウヘイカコウゴ ウヘイカコウタ

イゴ ウヘイカ三メヌ (明治天皇昭憲皇太后) ノゴ ジ ユン

イニゴ シンエイヲホウケイシテキヨシキスベ キカシキユゴ

シジ ヲコフニオモ (大阪府知事)

コ三、四〇

注意

一 受付当日受信せしものは月日を記入せず

二 受付時刻の表示中「ヨ」とあるは午前、「ラ」とあるは午後を示す

三 若し他人に宛てたるものなるときは其の旨附箋し直に配達局所へ返戻せられだし

(注記1)

「文部省／昭和3・10・16／福秘12号」

(注記12)

「文部省／昭和3・10・18／千秘54号」

(注記13)

「文部省／昭和3・10・18／学秘46号」

(注記14)

「文部省／昭和3・10・18／柄秘21号」

(注記15)

「文部省／昭和3・10・18／愛秘58号」

(注記16)

「文部省／昭和3・10・23／野秘57号」

(注記17)

「例規」

〔文部省／昭和3・10・24／五高秘10号〕

(注記18)

「東京中央電信局 3・10・24」

(注記19)

「文部省／昭和3・10・26／岩秘29号」

(注記20)

「東京中央電信局／3・10・29」

(注記21)

「東京中央電信局／3・10・29」

(注記22)

「阪二九七号／十月廿日受領」

(下札)

〔中山〕種別 い〔抹消〕〔加筆〕聯繫 / 登錄追加 / 件名 直轄学校等へ

通牒 三大節明治節等ノ學校ニ於ケル挙式ノ場合大正天皇皇后
陛下明治天皇憲皇太后ノ御〔加筆〕真ヲ併セ奉掲シ差支無之/番号
〔結了年月日 昭三、一〇、三〇/保存年限 ムキ/枚数 18〕
〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔帝室三閨スル總記 第1冊〕 文部省
〔(5) 3A, 30-5, 1044〕